

序 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 28（2016）年 3 月に、健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画を一体化した「第二次健康かしま 21」を策定し、その後、令和 3 年 3 月に中間評価を行い、各種施策の推進に取り組んできました。

このような中、国では、令和 5（2023）年に「健康日本 21（第三次）」を策定し、令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの 12 年間を計画期間として、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンを掲げ、①誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）、②より実効性をもつ取組の推進（Implementation）を行うこととしています。

また、茨城県では、令和 6（2024）年に「第 4 次健康いばらきプラン 21」を策定し、「すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」に向け、生活習慣病対策に重点を置いた取り組みをはじめ、健康づくり施策のさらなる充実を図っています。

このような状況を踏まえ、本市ではこれまでの健康づくりの取り組みを評価し、「健康日本 21（第三次）」や「第 4 次健康いばらきプラン 21」に示される取り組みとの整合を図りながら、引き続き、すべての市民が健康で心豊かな生活ができるよう、本市における健康づくりに向けたビジョンと、取り組む施策を示す計画として、「第三次健康かしま 21」を策定するものです。

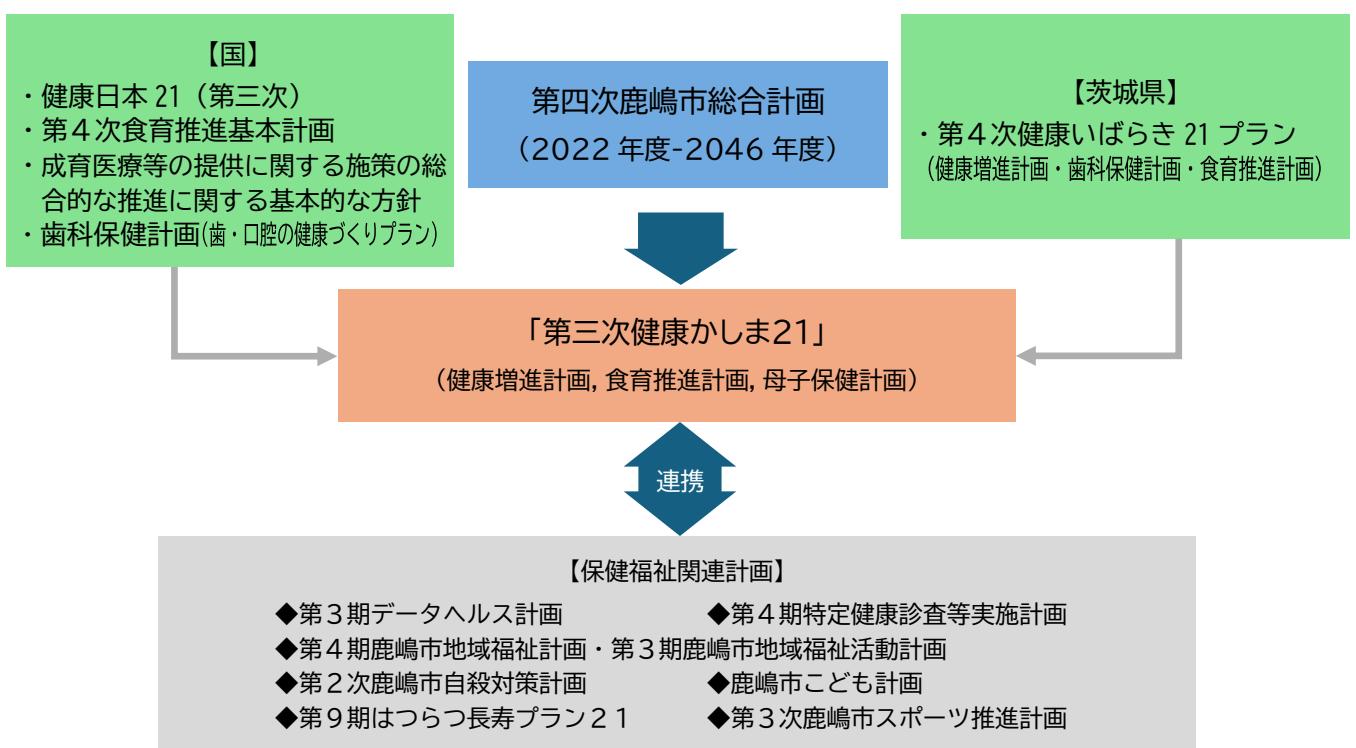
なお、本計画は SDGs（持続可能な開発目標）の視点に立った計画とし、計画の推進を通して、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「パートナーシップで目標を達成しよう」など、関連する目標の実現を目指します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」と一体的に策定するものです。また、母子も含めた健康増進を推進するため、母子保健分野に関する内容についても、国が定める「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、本計画に包含します。併せて、市の最上位計画である「第四次鹿嶋市総合計画」に基づく健康づくり施策を位置づけるものです。

なお、策定にあたっては「鹿嶋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」並びに「鹿嶋市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）との整合性を図るとともに、医療保険者として実施する保健事業と、健康増進事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るほか、本市の保健・福祉分野との連携に配慮することとします。



3. 計画期間

計画期間については、国の計画期間との整合を図り、令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間とします。なお、中間評価は令和13（2031）年度に行います。

4. 計画の対象

本計画は、全市民を対象とします。また、ライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、本計画においては、次のような年齢区分を行うこととします。

ライフステージ	対象とする年齢	アンケート調査の対象年齢
乳幼児期	0～6歳	4歳児
学童期	7～12歳	小学2年生 小学5年生
思春期	13～18歳	中学2年生 高校生相当（17歳）
青壯年期	19～39歳	成人のうち 20～39歳
中年期	40～64歳	成人のうち 40～64歳
高齢期	65歳以上	成人のうち 65歳以上